

## — 制定の趣旨 —

平成 25 年(2013 年) 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

同法では、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務が規定され、地方公共団体は条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会とその他必要な組織を置くことができると定められました。

子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるよう、いじめの防止等に関係する機関や団体が連携を図り、いじめの防止のための施策を総合的、効果的に推進できる体制を強化する必要があるため、「米原市いじめ問題対策連絡協議会」を組織しました。

## — 条例の構成 —

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条 趣旨

- ・いじめ防止対策推進法の規定に基づき、市が設置するいじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めます。

### 第 2 章 米原市いじめ問題対策連絡協議会（法第 14 条第 1 項）

- 第 2 条 設置
- 第 3 条 所掌事務
- 第 4 条 組織
- 第 5 条 任期
- 第 6 条 会議
- 第 7 条 専門委員会

- ・米原市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関する施策の推進に関することなどを所掌事務とします。
- ・協議会は会長および委員 20 人以内をもって組織します。会長は市長とし、会議を招集し、会議の議長となります。
- ・会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。
- ・所掌事務を円滑に推進するため、協議会に教育長を委員長とする専門委員会を置きます。

### 第 3 章 米原市いじめ問題調査委員会（法第 14 条第 3 項および第 28 条第 1 項）

- 第 8 条 設置
- 第 9 条 所掌事務
- 第 10 条 組織
- 第 11 条 委員長
- 第 12 条 準用

- ・米原市教育委員会に米原市いじめ問題調査委員会を設置し、市立小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整や法 24 条の必要な調査、法 28 条第 1 項に基づく重大事態に係る事実関係の調査等を行います。
- ・調査委員会は 5 人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱します。
- ・調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めます。

### 第 4 章 米原市いじめ問題再調査委員会（法第 30 条第 2 項）

- 第 13 条 設置
- 第 14 条 所掌事務
- 第 15 条 組織
- 第 16 条 準用

- ・米原市いじめ問題再調査委員会を設置し、法 28 条第 1 項の規定による重大事態に係る調査の結果について、必要な調査を行います。
- ・再調査委員会は 5 人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱、または任命します。
- ・再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めます。

#### (参考)

再調査を行った場合には、法第 30 条第 3 項の規定により、その結果を議会に報告しなければなりません。

### 第 5 章 雑則

#### 第 17 条 委任

- ・本条例に定めるもののほか、協議会、調査委員会、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。